

平成31年4月  
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

## 平成31年4月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 平成31年4月4日（木）午後4時開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会議成立の宣言
  - 3 議事日程の決定
  - 4 議案第1号 市川市立学校県費負担教職員ストレスチェック実施規程の一部改正について
  - 議案第2号 市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について
  - 議案第3号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について
  - 5 報告第1号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
  - 報告第2号 市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
  - 報告第3号 市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
  - 報告第4号 市川市教育委員会公印規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
  - 報告第5号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校、特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
  - 6 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第1号 市川市立学校県費負担教職員ストレスチェック実施規程の一部改正について
  - 議案第2号 市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について
  - 議案第3号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について
  - 2 報告第1号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
  - 報告第2号 市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に関する

	る臨時代理の報告について
報告第3号	市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第4号	市川市教育委員会公印規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第5号	市川市立小学校、中学校及び義務教育学校、特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について

## 5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	平田	信江
委員	大高	究
委員	山元	幸惠

## 6 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸	多一
生涯学習部長	松尾	順子
生涯学習部次長	根本	泰雄
学校教育部長	小倉	貴志
学校教育部次長	川又	和也
教育総務課長	池田	孝広
教育施設課長	鎌形	秀昭
青少年育成課長	田中	英一
社会教育課長	笈川	孝之
中央図書館長	大里	宗行
考古博物館長	杉山	元明
義務教育課長	鈴木	孝弘
学校安全安心対策担当室長	石田	清彦
指導課長	石井	辰治
就学支援課長	福田	雅人
保健体育課長	田中	成志
学校地域連携推進課長	堀江	智
教育センター所長	早川	淳子

## 7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	吉田	直美
〃	副主幹	須志原	みゆき
〃	主 査	菅原	大基
〃	主 査	新田	伸子
〃	主 任	大島	裕美
〃	主 任	加澤	俊

## ○教育長

ただいまから、平成31年4月定例教育委員会を開会いたします。議事日程に入ります前に、職務代理者及び職務代理者に事故があるとき又は欠けたときに教育長の職務を代理する者を改めて指名いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、これまで平田史郎氏を職務代理者に指名しておりました。今回、平田史郎氏が、任期満了後、再任されましたので、職務代理者として、改めて平田史郎委員を指名いたします。また、これに伴いまして職務代理者を代理する者として、改めて平田信江委員を指名いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案3件、報告5件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田信江委員、大高究委員を指名いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、お願いいたします。

## ○平田史郎委員

それでは、「議案」に入ります。議案第1号「市川市立学校県費負担教職員ストレスチェック実施規程の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

## ○保健体育課長

はい、保健体育課田中でございます。議案第1号「市川市立学校県費負担教職員ストレスチェック実施規程の一部改正について」ご説明いたします。議案の1ページをご覧ください。まず、今回、本規程を改正することになりました理由でございます。学校におけるストレスチェックにつきましても、これまでは、教員等の県費負担教職員は教育委員会が、事務員等の市費負担職員は市長部局が、それぞれ別々に実施しており、集団分析においても、県の職員の集団分析結果、市の職員の集団分析結果と別々になっておりました。昨年、学校産業医の先生から、学校を学校長の下にある一つの事業場と捉えて集団分析を行うことが適当であり、県費負担教職員と市費負担職員を分けずにストレスチェックを実施するべき旨のご意見をいただきました。そこで、学校において県費と市費の職員を、同一の実施者のもとで、ストレスチェックを実施することに際して、必要な事項を定めるため、本規程を改正するものでございます。続きまして、主な改正内容をご説明いたします。改正内容といたしましては、現在、県費負担教職員のみとなっている対象者を、市立学校に勤務する職員といたしました。また、このことに伴い、本規程の題名

も「市川市立学校職員ストレスチェック実施規程」に改めるものでございます。主な改正内容は以上になります。続きまして、「市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」ご説明いたします。議案の2ページの附則及び5ページの新旧対照表をご覧ください。このストレスチェックの対象者を変更するに際し、現在、保健体育課の個別専決事項に、「県費負担教職員の心理的な負担の程度を把握するための検査の実施に関する事」と記載されているものを、市職員も含めた内容に改正するものでございます。説明は、以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。はい、平田信江委員。

○平田信江委員

市と県と統一のものとして考えるということで、大変いいことだなというふうに思っています。いくつか質問なのですが、このストレスチェックの実施なのですが、全員の職員の方が受けているわけではないと思うのですが、全体の大体何割くらいの職員の方がこのチェックを受けているのかということと、それから、第5条のところを見ますと、ストレスチェックを受けた方がいいというふうに判断された職員が、強制されずに受けるか受けないかを本人の方が判断できるということなのではあると思いますが、これは万が一受けた方がいいと言われた職員が、自分は受けたくないと言った場合に、その後どのような対応がされるのかということをお教えいただきたい。

○保健体育課長

それでは、一つ目のご質問ですが、平成30年度は受検対象者の76.6%の方がストレスチェックを受けています。29年度は73.2%でしたので、若干受検者の方は増加しているということになります。それから二つ目の受けることに対する強制という点なのですが、ストレスチェックを受ける際に、次のようなプロセスを取ります。一つ目は、まず保健体育課から受検開始前7月に制度と趣旨の説明や受検の勧奨をいたします。それから9月の受検開始直前に、もう一度文書で受けてくださいと勧奨します。そして、受検期間中の2週間の間にもまだ受けていない方がいたら、受けるようにしてくださいと学校に勧奨します。それを、教頭先生が窓口になって職員に伝えてもらうということになります。その際、誰が受けている、誰が受けていないということはこちらでは分からないので、さらに教頭先生にも分からないので、ただそのように勧奨します。そしてその2週間間に受検をしなかった場合も、それを個人的に受けていないよというようなことはしないので、2週間たつて受けなければ、そのまま受けないということになります。以上です。

○平田信江委員

ありがとうございます。76.6%という数字は、受けた方がいいというふうに

言われた職員の中で受けた数か、それとも全体の中で受けた数なのでしょう  
か。

○保健体育課長

市川市の教職員全体の中での76.6%ということになります。

○平田信江委員

分かりました。そうすると受けた方がいいというふうに言われた職員の中  
で、実際に受けている職員というのはどのくらいいらっしゃるのですか。

○保健体育課長

受けた方がいいというのは、面談を受けるということでしょうか。

○平田信江委員

そうですね、最初にストレスチェックを受けた方がいいですよというふう  
にお話をされた職員の中で、ほとんどの方がチェックを受けているというこ  
とですか。

○保健体育課長

30年度の場合は、全部の中から面談を受けた方がいいと言われているのは  
85名、但し面談を受けたのは5名ということです。

○平田信江委員

分かりました。プロセスについては、最初に説明があって、受けていない  
方には受けてくださいということで何度かアプローチをするということ  
で。最終的にご本人がそれでも受けない場合は、それ以上は強制はしないとい  
うことなのですね。ただ、ストレスというのは、外から見てこの人はストレス  
があるのではないか、ちょっとチェックを受けて医者  
の指示を仰いだ方がいいんじゃないかというふうに見えるかという  
と、全ての方が見えない方が多いと思うので、本来であれば、全員の方が  
チェックは受けて、その中でそういう種がある方を見つけていくという  
方が、本来であればいいのかなと思っていたのですが。そうすると、この  
方はストレスチェックを受けた方がいいと判断をする方は、校長先生、  
教頭先生なのですか。

○保健体育課長

実は、結果については自分のIDを先生方は皆持っていて、そのIDを入れて  
個人的に結果を見ます。その個人的に見た結果の中に、最後に面談を受  
けた方がいいですよという結果が出て、面談を受けるか受けないかという  
判断は個人的にしかできない。そのことは、校長先生や教頭先生には分  
からないということになります。ですから、結果を自分で見て、自分で  
面談をするかしないかを判断するというかたちになっているということ  
です。

○平田信江委員

そうすると、あくまでもご本人が判断ということになるのですね。分  
かりました。ありがとうございました。

○平田史郎委員

他にご質問ございますでしょうか。私の方からちょっとお伺いしたいのですけれども、11条の苦情の申立てというのは、どういう苦情を想定していらっしゃるのでしょうか。

○保健体育課長

ここに、ストレスチェックに係る情報の取扱いという点ですので、これは個人情報漏洩というか、個人がストレスがあるとかないとかということ、他の人に知られてしまうとか、そういう知られてしまったということの苦情だと思います。

○平田史郎委員

基本的には、業者のコンピューター上でやりますよね。先程お話したように、IDがそれぞれあって、本人しか閲覧できない状態になっていると思うのですが、そのセキュリティをすり抜けて情報漏洩した場合にはということ想定をしていらっしゃるのでしょうか。

○保健体育課長

はい、それと例えば管理職がストレスがあるという方を把握してしまって、それを誰かに伝えていくということに対しての苦情だと思います。

○平田史郎委員

問題の出た方が、産業医なりカウンセラーなりに行きなさいという指示が出ることになるわけですね。それ以降のことは本人に任せるというか、本人にしか分からないことですからね。分かりました。因みに、私どもの学校も業者でストレスチェックをやっているのですが、夏休み明けにやったら、非常にいい数字が出たので、そうしたら職員から苦情が出て、皆リラックスした後にやっているからストレスが溜まっていないのだと、文化祭の後ぐらいにやって欲しいと意見が出ました。時期も色々問題があるようですので。余談ですけれども付け加えさせていただきました。その他何かございますでしょうか。

○平田信江委員

すみません、もうひとつ。ストレスチェックの後に、当該事項の内容を当該職員に分かりやすいものというふうにしてお知らせをするということなのですが、この分かりやすいというのは、どんなふうに、例えば、資料を持って個人的にあなたはこういうところはこうでしたという説明をされるのか、文書で簡単に郵送か何かでお知らせするのか。

○保健体育課長

個人的な結果ということですね。それは、IDで入った時に出るのですが、グラフが出ていたりとか、グラフであなたはここが対応していますとか、そういうような情報が見えるということです。集団分析に関しては文だけで、この集団ではこういうことが出ていますよということが出



るのですけれども、個人にはグラフとかコメントが出たりとかしています。

○平田信江委員

それを文書で、本人にお知らせをするということですか。

○保健体育課長

いえ、それがIDで入ると個人の結果が見えるということですよ。

○平田信江委員

それについて例えば、当該職員が質問したりとか、これについてどうしたらいいとか、そういったフォロー的なものは、またご本人の判断でご本人の対応ということになってくるというわけですね。分かりました。ありがとうございます。

○平田史郎委員

他に質疑がないようですので、議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第2号「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○学校地域連携推進課長

はい、学校地域連携推進課長です。議案第2号「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。議案の7ページから10ページをお願いいたします。本案は、学校運営協議会の全校設置に伴い、提案をさせていただくものです。主な規則改正といたしましては、平成29年3月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、全国の公立学校における学校運営協議会の設置が努力義務化されたことを踏まえ、本市でも推進して参りました。そして、平成31年4月より全校・全園に学校運営協議会を設置することから、この度の改正となります。以上、「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」ご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第3号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

### ○学校地域連携推進課長

はい、学校地域連携推進課長です。議案第3号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」ご説明いたします。別冊1の1ページをお願いいたします。本案は、市川市学校運営協議会の設置等に関する規則に基づき、学校運営協議会を設置するにあたり、委員を任命する必要があるため、提案するものでございます。先ほどの規則改正の中でも申し上げましたとおり、平成31年4月より全校・全園に学校運営協議会を設置する運びとなりました。今年度設置校の内訳といたしましては、同じく別冊1の2ページをお願いいたします。小学校21校、中学校8校、特別支援学校1校、幼稚園5園の計30校・5園でございます。それでは、今回任命を予定しております委員候補者につきまして、ご説明申し上げます。各学校・幼稚園の任命予定者につきましては、別冊1の4ページから掲載がございます。委員につきましては、規則の第5条の規定により、人数は15人以内で組織され、任期は2年以内です。委員の内訳といたしましては、第1号委員として、対象学校に係る地域住民、第2号委員として、対象学校に係る保護者、第3号委員として、対象学校の運営に資する活動を行う者、第4号委員として、学識経験を有する者、第5号委員として、対象学校の校長、第6号委員として、対象学校の教職員、第7号委員として、その他教育委員会が適当と認める者、から教育委員会が任命することとされており、そのため、学校長・園長のご推薦をもとに、学校と事務局が協議を重ね、任命予定者をあげさせていただきました。なお、一部の学校におきましては、「第1号委員である対象学校に係る地域住民」及び「第2号委員である対象学校に係る保護者」を選定中でございます。主な理由といたしましては、自治会で開催されます総会や、各学校・幼稚園で開催されますPTA総会により決定され、その後、学校運営協議会の委員候補者となるためでございます。そのため、新たに委員候補者となる任命予定者の方は、今後の定例教育委員会で提案させていただきますので、よろしくをお願いいたします。続きまして、別冊1の39ページをお願いいたします。塩浜学園では、教職員の人事異動に伴い、解任の提案をさせていただき、それに合わせ、新たに委員として任命をする必要があることから提案をさせていただくものです。なお、昨年度のコミュニティ・スクール導入校におきましても、同様の理由等から、今後の定例教育委員会で提案させていただきます。以上、「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」ご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

### ○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。はい、平田信江委員。

○平田信江委員

学校運営協議会は、先駆けて何校か市川市では始まっていると思うのですが、何か問題点や課題点は出てきていらっしゃいますでしょうか。

○学校地域連携推進課長

はい、学校地域連携推進課長です。特に問題と言いますか、やはり学校の目指すものを地域の方と共有するという部分で学校運営協議会を開いておりますが、地域の方、例えば自治会の代表の方が学校の運営目標とかそういったものに理解をいただくということに時間がかかったり、それに伴って学校運営協議会の校長、教頭、教務の先生方には結構ご理解をいただいておりますが、学校側の一般教職員に浸透するというのがこれからの課題であると考えております。以上でございます。

○平田史郎委員

よろしいでしょうか。因みに、第7号委員というのはどういう方を想定しているのでしょうか。

○学校地域連携推進課長

はい、学校地域連携推進課長です。第6号委員までに当てはまらないが、学校長が、どうしても入れて欲しいという場合に枠を設けたいということで、設けさせていただきました。以上でございます。

○平田史郎委員

学識経験者枠に入らない方というかたちになるのですね。ありがとうございました。他の委員何かご質問ございますか。

○平田史郎委員

他に質疑がないようですので、議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

○平田史郎委員

次に「報告」に入ります。報告第1号「市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。報告第1号「市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について」をご説明申し上げます。議案の11ページをご覧ください。職員の任免に関する事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、教育長に委任することができない旨定められておりますが、平成31年4月1日の人事異動にあたりまして、原案の確定が内示予定日の直前まで行われていたことによりまして、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に

対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定に基づきまして、平成31年3月22日に教育長が臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定に基づきまして、ご報告を申し上げます。議案12ページをご覧ください。平成31年4月1日 課長職(7級)以上の異動表になります。教育委員会から異動した職員、教育委員会内で異動・昇任のあった職員となります。説明は以上でございます。

#### ○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。次に、報告第2号「市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」及び報告第3号「市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」、報告第4号「市川市教育委員会公印規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」は、教育委員会及び市長部局の組織改正に伴うもののため一括して説明してください。

#### ○教育総務課長

はい、教育総務課長です。報告第2号「市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」、報告第3号「市川市教育委員会事務決裁規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」及び、報告第4号「市川市教育委員会公印規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」を一括してご説明申し上げます。議案の13ページをご覧ください。本報告に係る教育委員会規則及び規程の一部改正につきましては、いずれも平成31年度の教育委員会事務局及び市長部局の組織改正に伴うものでありまして、4月1日前に公布し、同日に施行させる必要がございました。本件につきましては、改正にあたり、議案提出の時間がございましたので、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理をさせていただきましたので、同条第2項の規定に基づき、ご報告をいたします。はじめに、平成31年度の教育委員会事務局組織改正の主な内容でございます。議案の15ページ、16ページ、新旧対照表をご覧ください。左が改正前、右が改正後となっております。組織の変更点といたしましては、課の新設や廃止などの大きなものはなく、事務の効率化を図るための事務移管等の改正のみとなりましたが、具体的には青少年相談員に関する事務移管と、コミュニティサポートに関する事業の終了の2点となります。この組織規則改正にあわせまして、関係する規程の内容を整備する必要がありましたことから、議案17ページから19ページに記載のございます市川市事務決裁規程の一部改正をいたしました。次に、議案の20ページをお願いいたします。こちらにつきましては、平成31年度の市長部局の組織改正による課名変更に伴いまして、課名を引用している教育委員会公印規則の改正を行ったものでございます。いずれも平成31年4月1日を施行期日とするもので

ございます。説明は、以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第2号、報告第3号、報告第4号を終了いたします。次に、報告第5号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校、特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○義務教育課長

はい、義務教育課長でございます。報告第5号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校、特別支援学校の校長、副校長、教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について」をご説明いたします。議案23ページをご覧ください。本来であれば、千葉県教育委員会に内申する前に、本会議において議案として提出し、ご意見をいただかなければならないところでございますが、臨時教育委員会を開催する時間がなかったこと、また、千葉県教育委員会との、調整から提出までの期間が大変短かったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項により、教育長の臨時代理とさせていただきます。このことにより、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校、特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動は、完結いたしました。したがって、同規則同条第2項の規定により、ご報告するものがございます。なお、具体的な内容につきましては、24ページと25ページの通りでございます。以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第5号を終了いたします。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

これもちまして、平成31年4月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時35分閉会)